

湯河原町告示第 38 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり使用料の収納の事務を委託した。

令和 7 年 4 月 1 日

湯河原町長 内 藤 喜 文



1 指定公金事務取扱者

(名称) 一般社団法人湯河原温泉観光協会 会長 石田 浩二

(住所) 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 566 番地

2 委託した公金事務に係る歳入

湯河原温泉場駐車場の使用料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 公金事務の委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで